

奨学金と大学生の経済生活

浦田 広朗

(名城大学教授)

独立行政法人日本学生支援機構（以下、日本学生支援機構）の奨学金は、わが国の奨学金の中でも最も規模が大きく、学生の修学援助に大きな役割を果たしている。しかし、それだけに、「経済的に余裕のある者にも貸与されているのではないか」「学費ではなく、遊興費に使われているのではないか」といった疑問を持たれることがある。実際、奨学金を使って旅行に出かけた話や、自動車・バイクやオーディオ・ビジュアル機器などを購入した話は時折耳にする。他方、特に第二種奨学金の大拡大がなされた一九九九年以降、卒業後の債務の大きさを考慮する学生は、この種の有利子奨学金を避けるようになってきているのではないかという

ことも指摘されている。

もちろん、奨学金を有効に利用して勉学に励む学生も多し、在学中に奨学金を貸与された者の殆どは卒業後に真面目に働き奨学金を返還しているだろう。したがって、このような疑問や指摘について、身近にみられる事例だけから判断するのは不適切であり、適正なサンプリングによってなされた全国調査にもとづいて検討する必要がある。幸い筆者は、昨年度まで委員として参加した先導的¹大学改革委託事業「諸外国の奨学制度と奨学金の社会的効果に関する調査研究」（文部科学省から東京大学へ委託）の一環として、日本学生支援機構「平成一六年度学生生活調査」を

再分析する機会が与えられた¹。本稿では、その分析結果にもとづいて奨学金が大学生の経済生活に及ぼす影響を検討し、その機能を考えてみたい。

一 平等化を促進する奨学金

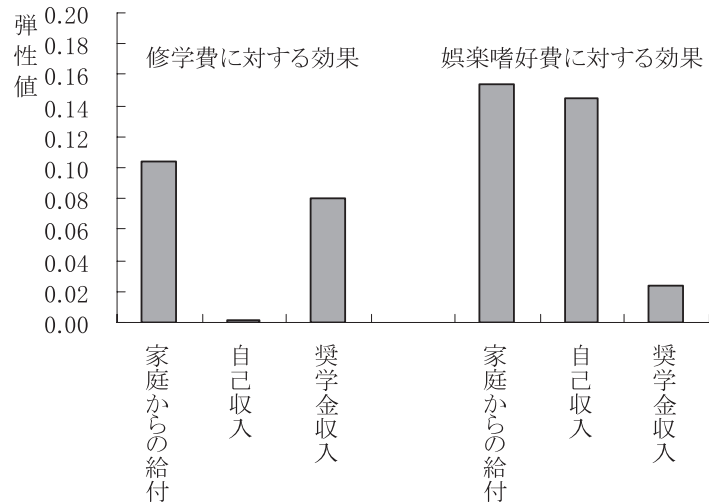
学生生活調査では、家庭からの給付との関係からみた修学困難度を「家庭からの給付のみで修学可能」「家庭からの給付のみでは修学不自由」「家庭からの給付のみでは修学困難」「家庭からの給付なし」の四段階で尋ねている。回答者の最近一年間の経験にもとづく判断を尋ねたものであるが、回答者の家庭の経済状況（年間所得総額）を反映している。すなわち、グループごとの平均値でみた家庭年間所得総額は、右に示した順に、九八〇万円、七〇九万円、五八九万円、五三三万円である。

この修学困難度別に奨学金の受給状況を見ると、「家庭からの給付のみでは修学困難」グループでは八八%、「家庭からの給付なし」グループでは八三%の学生が何らかの奨学金を受けている。これらのグループのうち日本学生支援機構奨学金を受けている者は、それぞれ八三%と七五%である。日本学生支援機構奨学金が大拡大を遂げる前の一

九九六年には、この比率（当時の日本育英会奨学金を受けていた者の比率）は、それぞれ六三%と四四%であったので、日本学生支援機構奨学金は、「家庭からの給付のみでは修学困難」グループと「家庭からの給付なし」グループを中心に広く行き渡るようになったことができる。比較的裕福な「家庭からの給付のみで修学可能」グループが奨学金を受けている比率は一九九六年では八%（日本育英会に限ると六%）と低く、二〇〇四年でも九%（日本学生支援機構に限ると七%）に留まっている。このことから、奨学金が経済的に余裕のある者に貸与される例は、皆無ではないが、そうでない者に対する貸与の広がりと比較すると、非常に少ないということができる。

では、奨学金収入は、実際の学生生活をどれほど助けているのだろうか。修学困難度別に家庭からの給付（年額）平均値を算出すると、表1に示されているように、修学困難度別に大きく異なる（「家庭からの給付なし」グループを除いて、家庭所得総額の一六〜一八%に相当する額である）。ところが、学生生活のための必須費用（授業料とその他の学校納付金を含む学納金、通学費、住居・光熱費を合計したもの）は、「家庭からの給付なし」グループ以外ではほぼ一定である。したがって、家庭からの給付から必

図1 修学費・娯楽嗜好費に対する各収入の効果（昼間部学生全体）



注：各変数を対数変換した重回帰分析結果（図2も同様）

図1より、修学費については、自己収入が増えなくても修学費は殆ど増えないが、奨学金収入が増え、家庭からの給付が増えた場合と同程度に修学費が増えることが分かる。

図1より、修学費については、自己収入が増えなくても修学費は殆ど増えないが、奨学金収入が増え、家庭からの給付が増えた場合と同程度に修学費が増えることが分かる。図1より、修学費については、自己収入が増えなくても修学費は殆ど増えないが、奨学金収入が増え、家庭からの給付が増えた場合と同程度に修学費が増えることが分かる。

図1より、修学費については、自己収入が増えなくても修学費は殆ど増えないが、奨学金収入が増え、家庭からの給付が増えた場合と同程度に修学費が増えることが分かる。図1より、修学費については、自己収入が増えなくても修学費は殆ど増えないが、奨学金収入が増え、家庭からの給付が増えた場合と同程度に修学費が増えることが分かる。

図1より、修学費については、自己収入が増えなくても修学費は殆ど増えないが、奨学金収入が増え、家庭からの給付が増えた場合と同程度に修学費が増えることが分かる。図1より、修学費については、自己収入が増えなくても修学費は殆ど増えないが、奨学金収入が増え、家庭からの給付が増えた場合と同程度に修学費が増えることが分かる。

図1より、修学費については、自己収入が増えなくても修学費は殆ど増えないが、奨学金収入が増え、家庭からの給付が増えた場合と同程度に修学費が増えることが分かる。図1より、修学費については、自己収入が増えなくても修学費は殆ど増えないが、奨学金収入が増え、家庭からの給付が増えた場合と同程度に修学費が増えることが分かる。

図1より、修学費については、自己収入が増えなくても修学費は殆ど増えないが、奨学金収入が増え、家庭からの給付が増えた場合と同程度に修学費が増えることが分かる。図1より、修学費については、自己収入が増えなくても修学費は殆ど増えないが、奨学金収入が増え、家庭からの給付が増えた場合と同程度に修学費が増えることが分かる。

二 奨学金の使われ方
このように平等化を促進している奨学金であるが、果たしてその趣旨を生かす方向に使われているのだろうか。必須費用以外の修学費と娯楽嗜好費に注目して、この問題を考えてみよう。ここで修学費とは、授業料などの学校納付金以外に正課教育を受けるために支出した経費で、教科書・参考図書・実習材料・文具類の購入費、実習旅行費などからなる。娯楽嗜好費は、趣味・レクリエーションの費用、酒・タバコ・間食代などである。修学費の中には必須費用に近いものもあり、娯楽嗜好費にはインターネット接続料金も含まれるので全くの遊興費というわけではない点に注意しなければならないが、この二つの費用について分析することによって、学生が勉学に力点を置いた生活を送っているか、遊び志向の生活を送っているかを検討したい。

表1 家庭からの給付と奨学金（修学困難度別）

修学困難度	家庭からの給付	必須費用	A-B	奨学金	C+D
	(A)	(B)	(C)	(D)	
家庭からの給付で修学可能	1,606	1,195	412	52	464
家庭からの給付のみでは修学不自由	1,266	1,178	88	406	495
家庭からの給付のみでは修学困難	976	1,189	-213	680	466
家庭からの給付なし	0	786	-786	787	1

注：表中の値は年額平均値（千円）、必須費用＝学納金＋通学費＋住居・光熱費丸め誤差のため、差や和が一致しない場合がある。

表1にも示されているように、奨学金収入は家庭からの給付より少ない場合が殆どだから、同じ1%といっても奨学金収入の方が少額である。この点を考えると、奨学金は少額でも修学費を増加させる効果を持つといえる。

娯楽嗜好費に対しては、自己収入が家庭からの給付と同程度の影響を及ぼしていることが分かる。家庭からの給付が多い学生は娯楽嗜好費も多いが、それ以外の娯楽嗜好費の調達源としては、奨学金ではなく、アルバイトなどの自己収入が活用されているのである。

以上の分析にもとづく限り、「奨学金は学費ではなく、遊興費に使われている」という批判は正しいとはいえない。個別事例は別として、昼間部学生全体をみれば、奨学金は学費（修学費）に向けられているのであり、遊興費（娯楽嗜好費）はアルバイトなどによって調達されている。同様の分析を家庭の年間所得総額別に試みると、低所得層（家庭年間所得総額四〇〇万円未満）において奨学金が修学費に向けられている傾向が強い。高所得層（同八〇〇万円以上）においては、家庭からの給付が娯楽嗜好費に向けられる傾向が強いという結果も得られた。

三 第二種奨学金の機能

奨学金が遊興費に使われているという批判は当たらないとしても、日本学生支援機構奨学金の大拡大の中心となった第二種奨学金については、有利子であることに加えて、特に高額貸与（最高で月額一〇万円。私立大学の薬学・獣医学、医学・歯学を履修する課程に在学する者は、それぞれさらに二万円、四万円の増額可能）を選択した場合は、返還が容易でなくなる点が危惧されている。返還が容易ではないことを見越して、かえって低所得層が利用しにくくなっているともいわれている。

そこで、家庭年間所得総額別に、日本学生支援機構の第一種奨学金・第二種奨学金を受けていると推定される者の比率を算出した。算出結果を示した表2によれば、低所得層において、日本学生支援機構奨学金受給者率が高い。低所得層と中所得層を比較すると、大きく異なるのは第一種奨学金受給者率であり、第二種奨学金受給者率はほぼ等しい。貸与月額別にみると、低所得層は八万円や一〇万円という高額貸与を、中所得層や高所得層よりもやや高い確率で利用している。低所得層が第二種奨学金を特に利用しに

表2 日本学生支援機構奨学金受給者の比率（家庭年間所得総額別）

	家庭年間所得総額			計	
	400万円未満	400～800万円	800万円以上		
人数(人)	1,203	3,174	4,058	8,435	
第一種奨学金受給者	46.1%	13.8%	4.7%	14.0%	
第二種奨学金受給者	18.8%	18.9%	9.9%	14.6%	
第二種奨学金貸与月額別	3万円	2.2%	2.3%	2.1%	2.2%
	5万円	5.2%	7.4%	3.7%	5.3%
	8万円	4.8%	4.2%	1.9%	3.2%
	10万円	6.5%	4.9%	2.1%	3.8%
	12万円	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
14万円	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	
日本学生支援機構奨学金非受給者	35.2%	67.3%	85.4%	71.4%	

くくなっているわけではない。

次に、家庭からの給付の年間平均値を貸与月額別にみると、三万円グループが一・二五万三千元、五万円グループが一〇万五千元、八万円グループが八・二万二千元、一〇万円グループが七〇万四千元である。高額貸与が、在学中の家計負担の軽減に大きく貢献しているといえる。

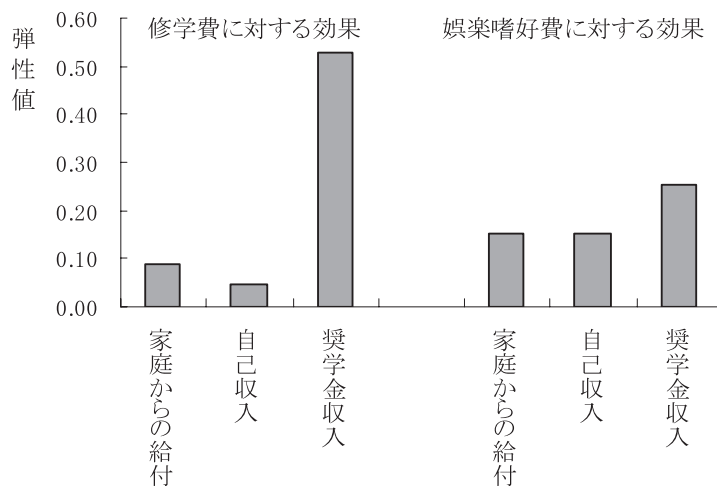
さらに、貸与額の違いが支出構成にどのような違い

をもたらしているかを検討するために、先ほどと同様、修学費については性と専攻、娯楽嗜好費については性、居住形態、所属大学の設置者をコントロールし、第二種奨学金受給者のみを対象とする重回帰分析を試みた（サンプルは一二二〇名）。図2はその結果である。

まず、修学費についてみると、奨学金収入が大きく貢献していることが分かる。しかし、奨学金収入の影響の大きさは、第二種奨学金受給者に限ると娯楽嗜好費についてもみられ、自己収入や家庭からの給付の影響力の大きさを上回っている。この点は、奨学金全体とは異なる第二種奨学金の特徴である。高額な奨学金が、修学費だけでなく、娯楽嗜好費にも多く向けられる傾向がある。家庭年間所得総額別に分析しても、こうした傾向が認められる。

図2の弾性値が図1よりもかなり大きいことにも注目しておきたい。有利子で貸与された奨学金は、額が増えるほど、活発な消費に充てられているのである。表2に示されているように、高額貸与を受けている学生の比率は、低所得層でやや高い。これらの学生の家計は楽ではないにも関わらず、娯楽嗜好費が多いということになる。その理由として、学納金などについては親が直接支払い、学生自身の負担感が小さい場合が多いということも挙げられるだろう。

図2 修学費・娯楽嗜好費に対する各収入の効果（第二種奨学金受給者のみ）



親子の間で学費・生活費をどのように負担し、貸与された奨学金を学生がどのように使おうと自由ではあるが、高額の貸与を受けている学生が遊び志向になっているとすれば、貸与基準を緩やかにして対象者を拡大し、貸与月額を選択制とした第二種奨学金の意図とは異なる事態であると言わざるを得ない。

ただし、本稿では、注に示した方法によって推定された者を第二種奨学金受給者として分析しているため、以上の分析結果は確定的なものではない。第二種奨学金は、奨学金大拡大の中心であるだけでなく、有利子であり、貸与額も選択できるという特徴を持つ。一般の学部での最高額である貸与月額一〇万円を選択すると、大学四年間で四八〇万円もの有利子負債を抱えて卒業することになる。私立大学医学部・歯学部・薬学部・獣医学部で増額貸与を受けるとさらに多額になる。多数の学生・卒業者の経済生活に対してこれだけ重大な意味を持つようになった第二種奨学金であるので、学生生活調査においても、それを受けている者を明確に把握できる調査項目を設定しておくことが望まれる。あるいは、日本学生支援機構奨学金受給者を対象にした、詳細な調査を企画する必要がある。在学中の家計負担を大きく軽減する一方、貸与額すなわち負債額が極めて

高額となる第二種奨学金の機能の検討は、それを受けている者の把握から始まる。本稿で示した分析は、その一歩であるに過ぎない。分析方法と結果に対する御意見・御批判をお願いすると共に、日本学生支援機構奨学金受給者を対象とする本格的な調査の企画・実施を重ねて提唱していきたい。

注

(1) 学生生活調査は、大学院、四年制大学、短期大学の学生全てが調査対象となっているが、本稿の分析は四年制大学（昼間部）のみに限定している。また、サンプル抽出率にもとづくウェイトバックは、本稿では行っていない。したがって、本稿で示す家庭年間所得総額平均値などは、ウェイトバックを行った上での集計値（『大学と学生』二〇〇六年七月臨時増刊号）とは若干異なる。

(2) 学生生活調査では、日本学生支援機構奨学金の有無と貸与額は調べられているが、それが第二種であるか否かは調べられていない。そこで本稿では、日本学生支援機構奨学金を受けていると回答した者のうち、一年間の貸与額が三六万円、六〇万円、九六万円、一二〇万円、一四四万円、一六八万円（それぞれ貸与月額三万円、五万円、八万円、一〇万円、一二万円、一四万円）の者を、第二種奨学金受

給者、残りを第一種奨学金受給者と推定した。ただし、二〇〇三年度・二〇〇四年度入学者のうちの国公立大学自宅生については、第一種奨学金の貸与月額が五万円であり、貸与額からは第二種との区別がつかないので、第二種奨学金受給者とはしなかった。なお、貸与月額一二万円と一四万円の者は、私立大学の薬学・獣医学課程あるいは医学・歯学課程の在学者で増額貸与を受けていると推定されるが、極めて少数であったので、図2に示した重回帰分析の対象からは除外した。